



新環対第1245号の2  
令和6年3月15日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟市長 中原 八一  
(環境部環境対策課)

イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書に対する  
意見について（通知）

令和6年2月13日付け環政第1383号で照会のあった標記方法書について、環境保全  
の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業の計画及び環境影響評価の手法に反映さ  
せるよう留意すべきである。

1 総括的事項

- (1) 当該事業は、世界最大級のバイオマス発電所の建設計画であり、地球温暖化対策に寄  
与するものと考えるが、工事の実施や施設の稼働に伴う環境への影響が懸念される。環境  
影響評価の実施にあたっては、関係地域を含めた周辺地域の環境について適切な調査・  
予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置についても検討すること。
- (2) 当該事業の実施にあたっては、事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行  
うこと。また、準備書の作成にあたっては、調査・予測及び評価の過程について詳細に  
示し、文章や図の作成、用語の使用について工夫することで、わかりやすい図書となる  
よう留意すること。
- (3) 同時期に事業実施想定区域周辺で、他事業者によるバイオマス発電施設の建設や、火  
力発電所の更新が予定されているため、可能な限り情報収集等を行うことで、複合的な  
影響についての予測・評価を行うよう努めること。
- (4) 環境影響評価の実施において、環境への影響に関し新たな事実が判明した場合は、必  
要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査・予測及び評価を行うこと。

## 2 個別事項

### (1) 燃料について

準備書においては、バイオマス燃料について、調達先における環境配慮の内容や製造・運搬方法などの詳細を具体的に記載すること。

### (2) 水環境について

温排水による海域の温度変化、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえて適切に調査・予測及び評価を行い、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること。

### (3) 動物について

現地調査を適切に実施し、その結果重要な種の生息が確認された場合は、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること。

### (4) 廃棄物について

事業に伴い発生する廃棄物は有効利用に努めるとともに、発生量や処理計画等について、準備書において具体的に示すこと。